

営相続承継受贈者」と、同条第五項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営贈与承継期間）」と、「第一項、」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定又は」と、「又は第十五項」とあるのは「若しくは第十五項」と、「第一項の」とあるのは「同条第一項の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」とあるのは「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と読み替えるものとする。

4 第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者が納税猶予分の相続税額につき特例相続非上場株式等（合併により当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例相続非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）のすべてを担保として提供した場合について準用する。

5 第一項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等（前条第一項の規定によ

り相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたものを含む。次項において同じ。）に係る会社の株式等について、第一項の規定の適用を受けている他の経営相続承継受贈者又は第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者若しくは第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等がある場合（第一項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人等である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。

6 特例受贈非上場株式等について第一項の規定の適用を受ける場合には、当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等（当該特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等に限る。）については、第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けることができない。

7 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者が提出する相続税の申告書に、特例受贈非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は次に掲げる書類の添付がない場合には、適用しない。

一 第一項の規定の適用を受けようとする当該特例受贈非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額

の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類

二 第一項の規定の適用を受けようとする当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から五月（当該贈与者が当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、三月）を経過する日が当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、当該特例受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の経営に関する事項として財務省令で定めるものを記載した書類

三 第一項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおいて、当該経営相続承継受贈者が第二項第三号イからニまでに掲げる要件のすべてを満たし、かつ、第一項の規定の適用を受けようとする当該特例受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社が第二項第一号イからハまでに掲げる要件その他財務省令で定める要件を満たしていることを財務省令で定めるところにより証する書類

8 第七十条の七の二十項の規定は、経営相続承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第一項の」とあるのは「第七十条の七の四第一

項の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「当該相続に係る相続税の申告書の提出期限」とあるのは「特例相続非上場株式等に係る贈与者の死亡の日」と、「同項、」とあるのは「同項の規定又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「経営報告基準日」とあるのは「経営相続報告基準日（当該特例相続非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から五月（当該贈与者が当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、三月）を経過する日が当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合における当該最初に到来する経営相続報告基準日を除く。）」と、「第一種基準日」とあるのは「第一種相続基準日」と、「第二種基準日」とあるのは「第二種相続基準日」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と読み替えるものとする。

9 第七十条の七の二第十一項及び第十二項の規定は、前項において準用する同条第十項の規定により提出すべき届出書について準用する。

10 第七十条の七の二第十三項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準

用する。

11 第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。

12 第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた相続税の免除について準用する。

13 第七十条の七の二第二十二項の規定は、第八項において準用する同条第十項の規定により提出する届出書又は前項において準用する同条第十六項の規定により提出する届出書がこれらの規定に規定する期限内までに提出されなかつた場合について準用する。

14 第七十条の七の二第二十三項の規定は、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定、第九項において準用する同条第十二項の規定、第十項において準用する同条第十三項の規定又は第十一項において準用する同条第十五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定したことによる利子税の納付について準用する。

15 第七十条の七の二第二十五項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長が、第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者又は特例相続非上場株式等若しくは当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社について、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。

16 第七十条の七の二第二十六項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第二十五項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。

17 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の十第一項中「第七十条の八第一項」を「第七十条の八の二第一項」に改める。

第七十条の十一中「第七十条の八第三項」を「第七十条の八の二第三項」に改める。

第七十二条第一項中「平成二十三年三月三十一日までの間に、」を「平成二十五年三月三十一日までの



二十四年三月三十一日まで」に改め、同号八中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第一号中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、同項第三号中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

第七十二条の二及び第七十三条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第七十三条の二第一項中「（平成二十年法律第八十七号）」を削る。

第七十四条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第七十四条の二を削る。

第七十六条第一項中「当該事業」を「当該農地保有合理化事業（同項第一号に規定する農地売買等事業に限る。）」に改め、「規定する農用地」の下に「（次項及び次条において「農用地」という。）」を加



え、「千分の十（平成二十一年三月三十一日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を「千分の八」に改め、同条第二項中「農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項」を「農地法第三十五条第一項」に改め、「特定農業法人」の下に「（同項に規定する農地保有合理化法人等に該当するものに限る。）」を加え、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十三号）の施行の日」を「農地法等施行日」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第三項の特定遊休農地の利用権の設定等」を「同条第二項の規定により行う同項の遊休農地の所有権の移転等」に、「特定遊休農地（同法第二十七条の二第一項の特定遊休農地をいう。）」を「同法第二条第一項に規定する農地」に、「当該特定遊休農地」を「当該農地」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う法人で政令で定めるものが、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日（次項及び次条第二項において「農地法等施行日」という。）から平成二十二年三月三十一日までの間に、当該農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号口に掲げる農地売買等事業に限る。）の

実施により、政令で定める区域内において、農用地の買入れをした場合には、当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第七十七条の見出しを「（利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減）」に改め、同条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、「同条第一項第一号に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2 農業を営む者で政令で定めるものが、農地法等施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号イに規定する農地所有者代理事業に限る。）により、政令で定める区域内において、農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第七十八条を削る。

第七十八条の二第一項第一号中「千分の五」を「千分の四」に改め、同項第二号中「千分の三」を「千分の二」に改め、同条第二項中「不動産又は」を削り、「同項第一号中「千分の五」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同項第四号中「千分の五」とあるのは「千分の四」とあるのは、」に改め、同条を第七十八条とする。

第七十八条の三中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条を第七十八条の二とする。

第七十九条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二項を削る。

第八十条第一項中「が、産業活力再生特別措置法」を「が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第二条第二項第一号」を「第二条第四項第一号」に改め、「変更」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「（以下この項において「事業革新」という。）」及び「認定共同事業再編計画に係る同法第七条第一項若しくは第八条第一項の認定、同法第十条第二項に規定する」を削り、「第九条

第一項若しくは第十条第一項の認定、同法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画（組織の再編成で政令で定めるもの及び事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第十一条第一項若しくは第十二条第一項の認定又は同法第十四条第二項」を「第七条第一項若しくは第八条第一項の認定、同法第十条第二項」に、「第十三条第一項若しくは第十四条第一項」を「第九条第一項若しくは第十条第一項の認定、同法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画に係る同法第十一条第一項若しくは第十二条第一項の認定又は同法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第三十九条の二第一項若しくは第三十九条の三第一項」に、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）」を「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」に改め、「（当該認定共同事業再編計画に係る次に掲げる事項にあつては、産業活力再生特別措置法第七条第二項第三号に規定する実施時期）」を削る。

第八十条の三第二項中「千分の三（平成二十一年三月三十一日までに当該合併により取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の二・五）」を「千分の二・五」に改める。

第八十一条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項各号

を次のように改める。

- 一 所有権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
- イ 平成二十三年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割を行った場合 千分の八
- ロ 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合 千分の十三
- 二 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
- イ 前号イに掲げる場合 千分の四
- ロ 前号ロに掲げる場合 千分の六・五
- 三 先取特権、質権又は抵当権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
- イ 第一号イに掲げる場合 千分の一・四
- ロ 第一号ロに掲げる場合 千分の一・八
- 四 根抵当権の法人の分割による移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 第一号イに掲げる場合 千分の一・四

ロ 第一号ロに掲げる場合 千分の一・八

第八十一条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 前項第一号イに掲げる場合 千分の四

ロ 前項第一号ロに掲げる場合 千分の六・五

二 当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 前項第一号イに掲げる場合 千分の二

ロ 前項第一号ロに掲げる場合 千分の三・二五

第八十一条第四項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「第四項第一号」を「前項第一号」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 第一項第一号イに掲げる場合 千分の四

ロ 第一項第一号ロに掲げる場合 千分の六・五

二 当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転の登記 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 第一項第一号イに掲げる場合 千分の二

ロ 第一項第一号ロに掲げる場合 千分の三・二五

第八十一条第六項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「平成二十年四月一日か

ら平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「第七十九条第一項（）」を「第七十九条（）」に、「第七十九条第一項第五号」を「第七十九条第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 株式会社が、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合の第七十九条（第一号から第四号までを除く。）の規定の適用については、同条第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の四」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の二十三」とする。

第八十二条の三を削る。

第八十三条第一項及び第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「（平成二十年三月三十一日までに第二項に規定する認定を受けた認定民間都市再生整備事業計画に基づき取得をする土地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を削る。

第八十三条の三第一項中「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに資産流動化計画に基づき取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を「千分の八」に改め、同条第二項中「千分の



九（平成二十一年三月三十一日までに投資信託約款に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を「千分の八」に改め、同条第三項中「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに規約に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を「千分の八」に改める。

第八十四条の二中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十四条の三に次の一項を加える。

6 地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体で、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。）の事業を承継するために設立されたものであることその他政令で定める要件を満たすものが、平成二十一年四月一日から平成二十五年十一月三十日までの間に解散した当該特例民法法人から残余財産の取得をする場合には、当該取得に伴う土地の所有権、地上権若しくは賃借権又は建物の所有権若しくは賃借権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る、登録免許税を課さない。

第八十四条の五中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「申請を」を

「申請（建物の所有権の保存の登記の申請にあつては、当該建物の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）の申請がこれらの規定により電子情報処理組織を使用して行われたものに限る。）を」に改める。

第八十七条の五第一項及び第八十八条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六章第三節の節名中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第八十八条の六中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第八十八条の七第二項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改め、同条第七項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第九項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第八十九条の見出しを「（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「地方道路税の」を「地方揮発油税の」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に、「地方道路税に」を「地方揮発油税に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項の」を「前項の」に、「地方道路税に」を「地方揮発油税に」に、「地方道路税法」を「地方揮

発油税法」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項及び第六項を削る。

第八十九条の二第一項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に、「地方道路税を」を「地方揮発油税を」に改め、同条第四項及び第九項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第八十九条の三第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第四項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改め、同条第五項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に、「地方道路税は」を「地方揮発油税は」に改める。

第八十九条の四第一項及び第二項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第九十条第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第四項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改め、同条第五項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に、「地方道路税は」を「地方揮発油税は」に改める。

第九十条の二第一項及び第二項並びに第九十条の三第一項、第二項及び第五項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第九十条の四の二第一項、第九十条の六の二第一項及び第九十条の九第一項から第六項までの規定中

「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六章第三節の四中第九十条の十二を第九十条の十三とし、第九十条の十一の次に次の一条を加える。

(自動車重量税の免税等)

第九十条の十二 次に掲げる検査自動車（二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十一年四月一日以後最初に受けるものに限る。以下この条において同じ。）を受けける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する。

一 電気を動力源とする自動車で財務省令で定めるもの

二 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）

イ 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は

公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので財務省令で定めるもの

三 電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の財務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので財

務省令で定めるもの

四 次に掲げる電力併用自動車（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

イ 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して財務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）

に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

五 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この条において同じ。）で財務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合するもの

2 次に掲げる検査自動車（前項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額に百分の二十五を乗じて計算した金額とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で財務省令で定めるもの（次項第一号において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの

二 次に掲げる軽油自動車（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

イ 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定



めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの

3 次に掲げる検査自動車（前二項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える軽油自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定

めるもの（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

4 国税通則法第百十九条第一項の規定は、前二項の規定により計算した金額に百円未満の端数があるときについて準用する。

第九十一条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第九十一条の三及び第九十一条の四を削る。

第九十三条第二項第二号を次のように改める。

二 第七十条の六第三十七項第三号

第九十二条第二項第三号中「第七十条の八第三項」を「第七十条の八の二第三項」に改め、同条第四項中「第七十条の四第二十九項及び第七十条の六第三十五項」を「第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項並びに第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の二第二十三項（第七十条の七の四第十四項において準用する場合を含む。）」に改め、「年六・六パーセントの」を削る。

第九十八条の表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十五号八及び第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十四号八及び第十五号二」に、「第六十二条の三第四項第十五号八及び第十六号二」を「第六十二条の三第四項第十四号八及び第十五号二」に、「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に改め、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十条の三第四項第十五号二」に、「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項）」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「規定する住宅の取得等」の下に「若しくは同条第五項に規定する認定長期優良住宅の新築等」を加え、「既存住宅又は」を「既存住宅若しくは」に、「適用年又は」を「適用年若しくは」に、「規定する特例適用年に」を「規定する特例適用年又は当該他の住宅取得等をした同条第五項に規定する認定長期優良住宅に係る同項に規定する長期優良住宅特例適用年に」に、「又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る同条第一項又は」を「若しくは第四項に規定する住宅の増改築等に係る同条第一項若しくは」に、「とする。」を「とし、同法第四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する長期優良住宅借入金等（以下この項において「長期優良住宅借入金等」という。）の金額が含まれるときは、当該長期優良住宅借入金等の金額又は当該長期優良住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。」に改め、同条第五項中「六年間」を「十年間」に、「十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成

十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。」を「十五年間」に、「と、同法」を「と、同条第八項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「六年間」と、同条第九項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「六年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十一項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「六年間」と、同法」に、「四年内（」を「八年内（」に、「十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」を「十三年内」に、「五年内（」を「九年内（」に、「十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には九年内とする。」を「十四年内」に、「十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同項の規定により同条の規定

の適用を受ける場合を除く。)には八年内とする。」を「十三年内」に改め、同条第六項中「同条第十二項」を「同条第十七項」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 附則第三十三条(第四項第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定 平成二十一年四月一日

附則第一条第四号中「附則第三十三条(第四項第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第四十四条第二項」を「附則第四十四条第二項」に改める。

附則第三十二条第一項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の七」に改め、同項各号を削る。

附則第三十三条第二項を次のように改める。